

2025年5月7日

会員各位

一般社団法人福岡市薬剤師会
医療保険委員会
常務理事 吉野 禎治

福岡県薬剤師会から、下記文書が届きましたのでお知らせします。

◇ 今回の対象者：すべての保険薬局

◇ 医療DX推進体制整備加算1～3および医療情報取得加算の施設基準において、令和7年5月31日までの経過措置を利用している保険薬局は、令和7年6月1日以降も引き続き算定する場合には、ご注意ください。

(令和7年6月6日(金) ※郵送必着出)

※今回の経過措置とは？

「施設基準の掲示事項について、原則としてウェブサイトに掲載していること。ただし、ホームページ等を有しない保険薬局についてはこの限りではない。令和7年5月31日までの間に限り、基準を満たしているものとみなす」というもの。

7 福薬業発第46号

令和7年5月2日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 竹野 将行

令和6年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準の取扱いについて

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして九州厚生局より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

経過措置を利用し、医療DX推進体制整備加算1～3および医療情報取得加算の施設基準を届出ている保険薬局において、令和7年6月1日以降も引き続き算定する場合にはご注意ください。(令和7年6月6日(金) 必着)

ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。